

## 現代モンゴル家族財産制度における夫婦財産分与

The Spouses Property Division in Modern Mongolian Family's  
Property System

Baldandorj Urangoo\*

**Abstract**

The family property system of modern Mongolia is derived from the traditional family system of Mongolia. The couple marriage forms family property and all the family members who are living with the couple have equal rights to occupy, use and dispose those properties as well. In this paper I investigated the problems among family members and spouses at property division when the spouses divorce.

**I 法制度の変遷と家族財産制度の概要****1. はじめに**

モンゴルは家族を所有主体とする財産制度を維持している。婚姻することにより家族の財産が形成され、その財産を夫婦と共同生活を送っているその他の家族構成員が共同で所有する。その共同所有財産は夫婦の離婚時に、民法の定めにより夫婦のみならずその他の家族構成員全員の間で分割される。この場合、原則として家族の財産を未成年者、労働能力を欠く家族構成員を含めて全員に均等に分け与えなければならない。さらに、家族の共同所有財産を分与するとき、夫婦以外の家族構成員は当該財産を形成するのにどのぐらい（金銭的、労務的）貢献をしたかに関して裁判所が考慮し、財産を分与する割合を決めなければならないと民法に定められている。

しかし、公開されている判決例によると、貢献度を考慮することなく財産を均等に分与している事案もある。これは家族構成員の個々人の財産権を正当に保障していることになるのだろうか。

本稿では、まず、現代モンゴルにおける家族財産制度について、慣習法から制定法に到るまでの伝統的な家族制度における婚姻、離婚、および家族の財産の変遷について先行研究に言及しながら鳥瞰する。次に、現行法に定める家族構成員の財産に関する民法の条文およびそれに対する最高裁判所の「公権解釈」について検討する。その上で、家族の財産分与に関する裁判例を分析することにより、裁判所が離婚時に家族構成員の共同所有財産を分与する際、家族構

---

\* 成蹊大学法学政治学研究科博士後期課程1年生 Faculty of Law, Seikei University  
E-mail: afrodit74@icloud.com

成員の貢献度を考慮する事案としない事案のそれぞれの特徴を探る。最後に、これからの課題を明らかにする。

## 2. 本研究の目的

現代モンゴルの家族財産制度はモンゴルの伝統的な家族制度に由来したものである。夫婦が婚姻をすることにより家族の財産も形成される。慣習では、婚姻時に花嫁は結納（婚約を結ぶ際に男性側から女性側が受け取る品）を持ち込み、花婿は住む（ゲル）場所を備え、それによって家族の財産が作られる第一歩となる。遊牧生活を送ってきたモンゴルの家族は夫婦以外にこれらと住んでいる嫡子、非嫡子および養子、親族（直系姻族、傍系血族）などから構成されている。これは、遊牧生活を送るのに家族全員で力を合わせて助けあっていかなければならないという遊牧民の思想である。これは現代になっても都会で定着した生活を送っている家族の中にも維持されている。婚姻期間中に形成された財産に関しても、家族構成員の個人的な財産ではなく夫婦が婚姻をすることにより形成された財産は家族構成員の共同所有財産となり、自由に占有、使用、処分されてきた。

しかし、1992年に新しく制定された憲法により、個人の財産権が認められ、モンゴル人の財産に関する意識が大きく変化した。とは言え、夫婦が婚姻をすることにより家族の財産が形成されることは変わらず、これらはもはや個人の財産ではなく家族構成員の共同所有財産となる。現代法における個人の財産権という新たな観念が伝統的な家族財産制度と調和的に機能しているのかを探ることが本論文の目的である。

## 3. 法制度の変遷

モンゴルの近代化は1921年の革命後に始まると言われる。慣習法から近代的な成文法たる社会主義法に移行し、伝統や古い習慣を廃止した。婚姻に関する考え方が変化するとともに婚姻に関する慣習も大きく変わった。すなわち、婚姻は恋愛によって成立するものとなり、結納により婚姻をする習慣は遊牧生活を送っている一部の国民の間にしか残らなかった。

1926年に国民の民事上の関係を規律した初の近代的な民法典が制定された。その法典の第3章は「家族の権利・義務について」と題され、当時の社会における家族の関係を規律する初めての近代的な成文法が作成されている。1921年までは私人間の財産、商売、取引などに関する関係を慣習法で規律していたのである。1926年に制定された初の民法に夫婦は財産権に関する一部の関係を契約で調整することができるという近代的な発想が導入された。しかし、時代の流れで機能することがなかった<sup>1)</sup>。

1921年から1960年までモンゴルは社会主義の過度期にあった。当時の政府は社会に残る伝統的な考え、習慣、思想などを廃止する目的で西欧の国々の法律などを積極的に研究し、自国の法制度の中に取り入れていたと想定される。しかし、夫婦財産契約に関する規定は次の民法改正の時になくなっていたのである。

1950年に家族登録機関法、1953年に「モンゴル人民共和国の婚姻および扶養に関する法」がそれぞれ制定され、近代的な家族法が制定される基礎が築かれていった。1950年の以前までは、社会の中で家族登録制度がなかったために、成文法によって夫婦の離婚や婚姻関係を規制することはなかった。1973年に「モンゴル人民共和国の家族法」という法が制定され、1999年まで機能していたのである。そして、現在のモンゴル家族法は1992年の新憲法改正を受けて1999年に制定され、家族構成員の財産関係を民法によって規制することになったのである。

社会主義時代は、家族の内部に国家からの介入が強く、そもそも家族法は公法に属する法分

野として扱われてきた (S. Narangerel, 2001)<sup>2)</sup>。1990年までは、家族財産や家族構成員の個人的財産という概念自体が存在してなかった。特に1960年までは社会がマルクス・レーニン思想に基づいて、国の経済は国民全体の財産によって維持されると規定され、そもそも私有財産自体が決して認められることはなかったのである。こうして1960年代までは私有財産を持たない社会にするための政策がとられてきた<sup>3)</sup>。

その結果、財産制度や個人財産などに国家からの介入が強く、国民は日常的に使用する物、生活を維持するためだけの物しか所有できず、貯金、不動産 (マイホーム) の所有、個人的に農業や牧畜を営むことによって利益を得るということは法律の定める範囲内においてのみ許されることができにすぎなかった<sup>4)</sup>。1990年までの民法上においても、社会の中では、財産には2種類の形態が存在するとされ、一つは社会主義のプロパティ (国の財産、例えば、土地等)、そしてもう一つが個人の生活に必要な最低限の物 (衣類品など) という二分法が維持されてきた。

しかし、1992年の新憲法制定<sup>5)</sup>によって、「モンゴル国民は動産および不動産を正当に取得し、自由に所有し、利益を得、処分することができる」(16条3項)とされ、すなわち所有権が与えられ、経済的自由が認められることになった。さらに、国家は、公の財産及び私有財産のいわゆる形 (共同に所有する財産、部分的に所有する財産) を認め、所有権を保障すると規定し、所有権の絶対性を認めたことにより、民法上の規定も根源的な部分についても大きく改正されることになったのである<sup>6)</sup>。

1994年の民法改正により夫婦は財産契約を用いて財産権の一部を決めることができるという新たな制度上の試みが導入された<sup>7)</sup>。民法126条1項に夫婦及び家族構成員の特有財産を除き、その他の財産は家族構成員の共同所有財産になると規定し、共同所有財産に対して、家族構成員は平等に所有、占有、使用する権利を享有すると定められた。

こうした経緯には、旧社会主義の法制度に多く見られた家族関係や個人のプライベート領域への介入に関する強行規定を減少させ、家族構成員の間における諸問題については家族の自治により、なるべく内的に解決することが望ましいとする考え方が働いていたと考えられる。すなわち、夫婦間の物質的及び非物質的關係についても契約自由の原則は尊重され、自由に調整することを意図して法改正が行われてきたのであろう。任意規定が増加し、憲法における個人の尊重の原則が重視されるようになったとはいえ、一方では離婚時に家族構成員の知的及び肉体的な労働によって作り上げられた財産の所有権を如何に正当に保障すべきかという問題も見えてきている。

## II 前史

### 1. 婚姻の条件および慣習法

現代モンゴル家族制度およびそれに関連する法律制度を理解するためにそれは、どのような特徴を持って変遷してきたのかについて各種研究者の論述を手掛かりにして整理し、検討する必要がある。

16世紀から19世紀の間のモンゴルの法資料には、女の人の婚姻年齢は14歳からと規定し、婚姻が成立する前提条件には婚約 (両方の合意) と結納によるものであった。このように、婚姻は恋愛に基づいて成立するというより、婚約を結ぶ際に受ける男性側からの結納品と結納の代価によるものであり、その中身は相手の社会的地位にもつながるものであった。

当時の婚姻関係には物質的な側面が優先されている。一度成立した婚姻関係の当事者は互いに誠実でなければならぬこと、それを守ることができなかった場合は、刑事責任をとられるなど

の厳しい掟を設けていた。たとえ、婚姻関係の前提には財産的要件があるとはいえ、このようなことは家族を大切に、婚姻は聖なるものとする伝統的な遊牧民ならではの家族に対する価値観であった。

18世紀に作られたハルハジヨラム (Khalkh juram)<sup>9)</sup>によると、夫婦の離婚、財産関係について次のように記載している。「夫によって婚姻関係が終了する場合、夫は鞭だけを持って家を出る。妻は婚姻時に夫からもらった結納を持ち、夫が残した財産の半分を住んでいる地域の官僚に引き渡し、半分以上を妻の元に残すように」とか。妻が離婚を言い出した場合、どのように対応すべきかということについて規定していない。そもそも、女の人から離婚を言い出すことは想定されていなかったという意味であろう。

大著『中世モンゴルにおける婚姻関係および法体系』を記したドガロヴァも、伝統的なモンゴル社会における家族・結婚関係が慣習法に基づいて管理され規律されていたことを指摘している。当時のモンゴルでは、結婚関係および夫婦関係は成文化されておらず、それは、国家からも強く保護され、習慣的にも硬く守られていたからである。結婚に関する法規定は、成文化する必要のない、その民族の伝統、習慣とともに次の世代に慣習法として保護されてきている。従って、当時の習慣としては、官僚や国を指導をする地位にあった人々は、家族や夫婦間の問題には関与しないというスタンスで、占領した領域においても、慣習や伝統には関与しないという政策を維持していたのである。

一方で、実定法に基づき政治や行政を行うハーン（王様）や官僚は、慣習法によって規律された内容の明文化によって、国の利益や社会の発展を促進すべく、慣習法の成文化にも務めていた。それと同時に、時代に伴う社会変化によって昔ながらの伝統や習慣に対する意識が希薄化することを防ぐ目的でも、慣習法の成文化は促進されていた。他方、慣習法の成文化は、その民族の伝統的な文化や習慣を強制的に維持または変化させようとするときに生じるものである<sup>9)</sup>とされている。

こうした必要性から、中世から近世のモンゴルの成文法の中には、婚姻や家族関係に関する規定が一部存在しているのである。一例として、1640年のヤサ (Ikh zasag) には、成年に達した息子に対し、その一家の長である父が、家族財産から財産分与を行うことについての規定が見られる。また、経済的に恵まれた家族の娘との婚約が行われる場合の結納内容の基準に関する規定も存在していた。

なお、慣習法としての家族法の法的効力の実効性について、ラフネフスキー (P. Rachnevski) は、モンゴルにおいて婚姻に関して成文化されたルールや規定がなかったことから、おそらく慣習法には十分な法的拘束力が認められていなかったと述べている<sup>10)</sup>。

## 2. モンゴルの伝統的な社会における婚姻および離婚

ペンシルバニア大学で法学教員を務め、ロシア法を中心に CIS 諸国やモンゴルの法制度一般に関する研究の権威であったバトラーによると、モンゴルにおける家族法は、その初期の段階においては成文法 (codes) 以上に慣習法 (customary law) が支配する法領域であったとされている。また、モンゴル国内における民族毎に異なる伝統様式に基づく家族制度の存在も指摘されている<sup>11)</sup>。

その典型的な特徴の一つに家父長制が取られており、男性の家系（親族関係）を中心に家族の規範は構成され、そこでは原則として婚姻は永続的なものと考えられていたが故、少なくとも表面的には離婚は極少数に止まっていたと考えられている。また、近親婚などの風習も19世紀以降においてさえ存在していることも知られている。中央アジア諸国の一部の慣習としても

知られる誘拐結婚 (abduction) については、モンゴルにおいても伝統的には存在していたものの、1960年代の時点までにそれは形骸化し、代わりに婚姻の合意と結納の取り交わしへと移行している。いずれにせよ、こうした伝統的な家族制度のなかでは、婚姻は夫婦間のものだけに止まらず、基本的には夫婦それぞれの家族親族の合意を前提として観念されていたことが広く知られている<sup>12)</sup>。

モンゴルは社会主義時代に現在のロシアによるいわゆるソビエト法の強力な影響の下に社会主義法を構成した歴史があることは確かであるが、しかしロシアの家族法と決定的に異なる点として、その家族法における宗教権威の担う役割の違いというものがある。こうした背景の下、モンゴルの伝統社会においては、たとえば婚姻年齢については何ら規定を有せず、ラマ僧による儀式を通じさえすれば年齢によらず同棲が認められる、という制度になっていた。

上記のような強い家父長制の下、離婚を積極的に認める慣習法は存在しなかったものの、事実上、離婚すなわち別居や婚姻生活の解消自体は容易に行うことができた。というのも、このようなラマ僧を通じた婚姻の場合、婚姻や離婚の登録制度自体が存在せず、したがって、事実状態における婚姻の解消さえあれば、離婚は規制も禁止もされていなかった。

こうした離婚の際、特に夫婦の共有財産という観念自体が存在せず、妻が婚姻開始時に持参した財産についてもその離婚による清算は行われるものの、今日的に観念されるどころの婚姻期間中に夫婦によって築かれた財産の分配については妻に対して行われることがなかった。離婚時の親権の所在に関するモンゴルの伝統的な制度を紹介しているマイルスキーによると、子のない夫婦間における離婚時の経済的な分配については、様々な慣習が存在していたことも指摘されている<sup>13)</sup>。

夫婦財産制度については、チングスハーンの時代に慣習法を内容的基礎とし実定法として制定されたと言われるイフヤサ (Ikh zasag) についても、また、その後の近世における法制度についても、離婚法制に関する実証研究は十分ではない。

社会主義時代の法制度から自由主義の法制度へと転換した諸国のうち、特にロシア、カザフスタンおよびモンゴルの新たな法制度下における家族制度を前提とする社会保障について比較研究を行なっているドゥガロバによると、これら三つの国には共通点とともに、若干の差異も見受けられる、という<sup>14)</sup>。つまり旧社会主義国という括りにおいてこうした家族制度の問題を抽象的に論じることは現実にも歴史的経緯にも即していないことが指摘されているのである。

こうしたことを意識しながら、家族制度についても、やはり社会主義国としての歴史とはまた別に、それぞれの国が背負ってきた伝統的な考え方や慣習を意識した検討が行われなければならない。とりわけ、家族の共有財産という観念が、上記のようにモンゴルにおいては必ずしも成熟しておらず、そうした伝統的な考え方と、今日的な民法 (家族法) が想定する制度との軋轢と調和について、家族法のみならず民法一般の体系を意識した議論が求められている。

### III 現行法と「公権解釈」

#### 1. 家族構成員の共同所有財産

モンゴル家族法の研究者 A.Dugarmaa<sup>15)</sup> によると、モンゴル民法の 108 条に財産を所有する二つのあり方について定められているとのことである。それによると、財産を部分的に所有していることを部分的 (共同) 所有財産といい、全体的に共同に所有にしている財産を共同所有財産という。共同所有財産において財産を形成するために当事者が投資した貢献度は不明確である。又、

全ての当事者が当該財産に対し占有、使用する権利を有しているが、財産を処分する場合において全員の所有者から許可を得なければならない。共同所有財産を分与するとき当事者の持分を算定することは困難であることから108条に規定する共同所有財産は家族の財産制度に該当するという。

モンゴルにおいて家族の財産関係を規律する斧な法令はモンゴル国憲法である。憲法5条に「国家は公共的及び私有財産のいわゆる形を認め、所有権は法律で保障される」と規定している<sup>16)</sup>。憲法の規定を受けて、民法99条3項に「私有財産は特有財産及び共同（所有）の財産と言う形を有する」と定めている。共同所有財産とは家族構成員が共同に所有する財産であり、家族の財産である。

民法125条1項に「家族の財産は、夫婦、その他の家族構成員の財産からなる」と規定している。夫婦とは、婚姻によって同じ権利義務で結ばれた夫と妻を言い、家族構成員とは、夫婦と共同生活を送っている嫡子及び非嫡子、養子、又は直系姻族、傍系親族を言う<sup>17)</sup>。

モンゴル民法は家族構成員の財産を共同所有財産及び特有財産と二つに分けている。この論文においては、家族構成員の共同所有財産を中心に述べる。

家族構成員の特有財産を除いて、婚姻後、共同生活中にできたその他の財産は家族構成員の共同所有財産である。この場合、家族法6条に規定しているように婚姻は正式に登録されていなければならないのである。さらに、家族構成員の共同所有財産が形成される要件として婚姻後の共同生活期間が必要である。

126条「家族構成員の共同所有財産<sup>18)</sup>。

126条1項「婚姻後、共同生活期間中にできた家族構成員の特有財産を除き、その他の財産は家族構成員の共同所有財産となる」。

126条2項「家族構成員の共同所有財産には以下の財産が含まれる。

126条2項1号「夫婦、およびその他の家族構成員の共同事業、労働によりできたその他の収入、貯蓄、新たにできた財産。

126条2項2号「家族構成員の共同所有財産を使用して形成した不動産、動産」

126条2項3号「配当、株券」

126条2項4号「夫婦、家族構成員の誰の名義になっているのかに寄らず、婚姻後にできたその他の財産」

126条2項5号「家族構成員は自分の特有財産の中から共同所有用に移転した財産、貯蓄」

126条3項「家族構成員の特有財産を其の他の家族構成員が修理、改造、改築することにより当該財産の代価が著しく増加し、若しくは初めて家族となることに当たり住宅、ゲル、塙、建物などが持ち込まれた場合、共同所有財産と見なすことができる。

126条4項「婚姻後に家事を専業にし、子の育成、疾病を患い、又は正当とするその他の事由により収入を得なかった夫、妻、その他の家族構成員は財産を共同に所有する権利を享有する。

離婚時において裁判所は夫婦および家族構成員の共同所有財産を分与する際に、民法125条1項、126条4項、128条1項の規定を原則とする。128条1項に「家族構成員は家族の共同所有財産を占有、使用、処分するのに同等の権利を有し、協議のより家族の共同所有財産を占有、使用、処分することができる」と規定している。

最高裁判所は126条1項に規定する「共同生活期間」について次のように述べている。「離婚による財産分与、家族の共同所有財産の中から家族構成員の持分を巡って紛争が起きた場合、裁判所は夫婦の「共同生活期間」を考慮する必要がある。婚姻を登録しているものの、共同生活を送っておらず、若しくは、共同生活期間が短いことは家族の共同所有財産を分与しない理由にならな

い」<sup>19)</sup>。

さらに126条2項4号の規定を「不動産の名義はどちらかの家族構成員の名義になっていても、当該財産はその家族構成員のみに帰属する物になるとは限らない。家族法の3条1項1号に規定する「婚姻登録後にできた財産」であれば家族構成員の共同所有財産になる」と解釈している。

家族構成員は、自らの意思表示により特有財産の中から家族と共同所有のために財産を移転することができる。その場合、財産を移転することについて契約に定め、又は貯金である場合、共同所有の口座に振込をし、不動産の場合は、共同所有者として家族構成員の名義を不動産登記機関に登録することができる。126条3項に規定する「初めて家族となることにあたり」と言うのは、婚姻登録後に、夫婦が共同生活をし、経済的に自立するために彼らの親族の資産によりできた財産（不動産、動産）を家族構成員の共同所有財産とみなすことができる。又は、家族構成員の特有財産をその他の家族構成員が（自分の労力、資金により）修理、改築、改造し、そのために当該不動産の価値が増加した場合、家族構成員の共同所有財産にすることができる。

夫婦は、当該財産が夫と妻の誰の名義になっているのに関わらず、互いに当該財産に関する所有権を求めることができる。住宅をはじめ、不動産である場合、不動産登記所に共同所有者として各々の名義を登記することを求めたり、片方が第三者と行った取引により自分の権利が侵害された場合、裁判所に訴えることさえ可能である<sup>20)</sup>。

上述したようにモンゴル民法は家族構成員の共同所有財産(126条)、家族構成員の特有財産(127条)について詳細に定めている。しかし、夫婦が離婚時に裁判上の手続きにより家族の財産を分与する際、裁判所は家族構成員の共同所有財産と特有財産を確実に区別し、確定できない場合もある。そのため、近年夫婦が婚姻することと同時に夫婦財産契約を締結することが増えている。

## 2. 夫婦は財産契約

家族構成員の特有財産を除いて、婚姻後にできたその他の財産は家族構成員の共同所有財産になる。しかし、夫婦は婚姻後に家族となるその他の家族構成員の財産と夫婦二人の財産を区別し、独自で財産権を決めたい場合、財産権の一部を財産契約で決めることができる<sup>21)</sup>。

夫婦は財産権を契約で決めることができるという条文は、1926年に初の民法典が制定される時に導入された<sup>22)</sup>。しかし、この民法は実施されることがなく、次の1957年、1973年に行われた民法改正にはこれに相当する規定がなかったのである。そして、1992年に新しい憲法改正を受け、1999年の民法改正により復活した。そして、2002年の民法改正により、契約の内容、契約を締結するルールについて詳細な規定が定められた。しかし、今だに当該契約の名前が明確に決まっていないのである。

民法132条「夫婦は財産関係の一部を契約で決める」

132条1項「夫婦は、相手が家族の所得、費用を担当することについて規則を作り、離婚時における財産分与による割合、財産権などに関するその他の条件を当該法律に基づいて作成した契約によって決めることができる。」

132条2項「夫婦は財産契約を書面にて作成し、公証人に公証する。この条件を満たさない契約は無効とする。」

132条3項「夫婦は財産契約を婚姻を登録する前、婚姻後、いつでも締結することができる。」

132条4項「婚姻前に締結した財産契約は婚姻の登録日から有効となる。」

132条5項「夫婦は財産契約において非物質的（非財産的）関係を決め、夫婦いずれかの権利、利益を著しく衰えさせ、又は権利能力を制限したことを契約に定めることはできない。」

132条「契約の変更、解除」の132条1項に「夫婦は協議し、若しくは配偶者（妻・夫）いず

れかの請求によって裁判所は契約を解除し、夫婦は契約の変更、解除に関する条件を初の契約と同じ形で決める。」と規定している。

夫婦は財産に関する権利の一部を契約で決める場合、婚姻関係が必ず正式に成立していなければならない。132条5項に夫婦は契約で調整することができないことについて定めている。非物質的な権利義務というのは、夫婦間の感情、尊敬、誠実さなどであり、又は相手方に対し義務をづけたりすることを契約に定めることができないとA. Dugarmaaは主張している<sup>23)</sup>。さらに、権利能力の制限、名前が具体的に指名されている遺言に関する定め、子供の保護、権利・利益に関する要件を財産契約に定めることができないのである。

夫婦は自ら持ち込んだ財産を家族の財産と別にし、独自で財産権の管理、保護することを決めたいとき、婚姻前、または婚姻後に財産契約を結ぶことができる。そして、夫婦の間に財産を巡って議論が生じた場合、婚姻の途中でも契約を解除し、内容を変え、契約を改めることが可能である<sup>24)</sup>。

## IV 判例にみる家族の財産制度

### 1. 夫婦の間で財産を分与する例

#### 事案(1) 別居期間中に取得した財産の分与

地区裁判所3175/5判決(2014年5月29日)、高等裁判所判決860号(2014年8月22日)

裁判所の離婚(子供の親権、養育費、夫婦財産分与)(2014年5月29日)

夫婦が正式に離婚することに至るまで一定の期間(3年から5年以上)を別居している。その期間中に夫婦の片方が銀行のローンによって不動産を購入した。離婚時に裁判所は別居期間中にできた財産を家族の財産と判断し、財産を家族構成員(夫婦と子供を含めて)の間で均等に分けている。そして、夫婦の片方が別居期間中に負った債務を離婚時に子供と夫婦の間で均等に分与した。家族の財産を形成することにあたり、家族構成員(夫婦)の貢献を考慮していない。

#### 〈事実の概要〉

X(妻・原告・控訴人)は、1999年からY(夫・被告・被控訴人)と共同生活をはじめ、2002年に婚姻届けを提出した。2002年10月20日に訴外A(長男)、2008年9月25日に訴外B(次男)がそれぞれ誕生。2008年からXとYの結婚に対する意思が異なり始め、別居を始めた。2014年にXがYに離婚を申し込んだ。AとBの親権をXに残し、Yに養育費の支払いを請求した。YとXは双方とも離婚に同意しており、AとBとの親権をXに残し、Yが養育費を支払うという点においても合意した。しかし、家族構成員の共同所有財産の分与については、現在ある全ての財産は、Xが別居中にXの特有財産を用いて取得した財産であり、分与の対象になる財産ではないとXが主張した。これに対して、Yは共同所有財産の価格を算定し、自分の持分を請求した。

共同所有財産は、店を営業をするために購入した物件(39平方メートル)1軒(78,400,000TG)、家族と一緒に住んでいる住宅(103.7平方メートル)1軒(220,000,000TG)、および乗用車レクサスー350(35,000,000TG)など合計333,400,000TG(当時1円=20TG)の財産である。2軒の不動産がXの名義で国の不動産登記所に登記されている。さらに、Xは2013年の12月にGOLOMT銀行から年間利息は19.2%、返済期間は180ヶ月後という条件で154,000,000TGを住宅ローンとして借りており、3LDKのマンションを銀行に対する債務の担保にあてていた。

## 〈判旨〉

### 地区裁判所の判決

「本件について、Xの訴状を受理し、以下のように判断を行う。

XとYは、裁判所から仲直りをする期間（3ヶ月）を与えたにも関わらず、和解をしなかったことからXとYは続けて共同生活をおくることができないと判断し、離婚の手続きを行う。

- (1) 家族法14条1項「当該法律の13条に規定することを除き、夫婦は協議上に、若しくは夫、妻のいずれか、及び制限能力のため後見の開始を受けた夫及び妻のどちらかの後見人の請求によって、裁判所は離婚の手続きを行う。裁判所による和解手続きを行うことが不可能な場合を除き、和解に関する手続きが終了後に裁判所は離婚手続きを開始する。」と定めていることに基づきXとYの離婚が成立。
- (2) 家族法14条5項の「夫婦は離婚をする場合、子供の親権を誰に与えるか、又は労働能力を欠く配偶者（妻、夫）及び子供の扶養、夫婦共同所有財産の分与について協議をし、若しくは和解手続きによって決めることができる。」との規定により、AとBとの親権をXに与える。
- (3) 家族法の40条1項1号の「11才までの子供である場合、当地域の生活最低基準の50倍にて」、40条1項2号の「年齢は11才から16才／学生の場合、18才まで／の間であり、若しくは成人に達しているが、労働能力がない者の場合は、生活最低基準に基づいて」AとBとの養育費をYが支払いをする。
- (4) 民法130条3項「家族の財産を巡って紛争が生じた場合、裁判所は家族構成員の共同所有財産の中から家族構成員の持分の割合を算定し、誰にどんな財産を移転するかを決める。家族構成員のどちらかに割り当てた財産の価格が本来の持分より多い場合、その差額を他の家族構成員に均等に割り当てることができる。」又は、131条2項「持分を財産で与えることができない場合、その価格を支払う。」の規定を根拠とし、共同所有財産は以下のように分与する。  
登録番号Y-2204029288の住宅（39平方メートル）、登録番号-2206022144の住宅（103.7平方メートルの3LDK）、レクサス-305をX、A及びBの所有物に残す。そして、Xは45,096,567TGをYに支払う。」

### 高等裁判所の判決

「Xによる控訴に基づいて、事実認定などを確認し、地区裁判所の判決を部分的に変える必要がある。

Xは、店やサービス営業を行う用に購入した住宅（39平方メートル）、住宅用に購入しているマンション（103.7平方メートル）及び軽用車のレクサス-350は、Yと別居をしていた期間中に特有財産を用いて取得した財産であり、共同所有財産ではなく、特有財産であるため分与しないと主張した。

しかし、民法126条1項「婚姻後、共同生活期間中に形成された家族構成員の特有財産を除き、その他の財産は家族構成員の共同所有財産となる」、126条2項4号の「夫婦、その他の家族構成員のいずれかの名義になっているかに関わらず、婚姻後にできたその他の財産」は家族の共同所有財産になる。

上述の財産は、XとYが2002年9月20日に婚姻届けを登録後に形成されていることから、夫婦の共同所有財産であると地裁が判断していることには過ちがない。そして、地裁から鑑定人を選任し、財産の価格を算定したところ、財産の価格が合計で333,400,000TGであった。

しかし、Xは3LDKのマンションを銀行の担保にあてており、銀行に対して債務が発生している。地裁は、債務の返済されている部分を差し引いて残り額を未成年者および労働年齢に達していない未成年者を含めて割り当てていること、または、Yの持分から38,253,403TGを差し引き、残り

の返済をXの持分から差し引くように判断したことは、誤っている。

裁判所は、家族構成員の共同所有財産を分与するとき、当該財産による債務も家族構成員に分けるのが正当である。

ローンの契約に基づいて銀行に返済しなければならない金額は470,735,980TGである。そして、それをXとYの間に分けると一人に83,350,000TGが当たる。

従って、Xの地裁の判決に対する不服申し立てを受理し、家族構成員の共同所有財産の中からYに当たる持分をXが支払いするように判断した地裁の判決を変更する必要がある。民事訴訟法167条1項、167条1項3号により、次のように判断する。

地区裁判所の判決第4項に定める「45,096,567TGをXがYに支払いする」を削除し、又は同条の「・・・X、A及びBの所有に移転し、...」を「X、A及びBの所有に移転する」と変更し、その余の部分の原文のままとする。」

#### 〈検討〉

まず、原則を整理し、次にその前提にどのような例外が想定されるかを検討する。最後に、高等裁判所は家族構成員に関する条文を原則と例外を含めてどのように関連づけ、検討しているのかを探る。

裁判上の手続きにより離婚時に夫婦の財産を分与する場合、まず、裁判所は分与の対象となっている財産は特有財産（127条）であるか、共同所有財産（126条）であるのかを確認する必要がある。民法では、家族構成員の特有財産が、家族構成員の共同所有財産となる二つの要件について例外に規定している。第一に、家族構成員は、特有財産の中から共同所有に移転させた財産（126条2項4項）。第二に、家族構成員の特有財産をその他の家族構成員が修理、改装、改造をすることにより、当該特有財産の価格が倍増した場合、若しくは、新たに家族となるに当たり与えられた住宅、ゲル、ハシャー塀、建物である場合、共同所有財産とすることができる（126条3項）。

上述したことが確認された場合、裁判所は民法126条1項の規定に基づき、離婚により夫婦の財産を分与する際に、未成年者、労働能力を欠く家族構成員を含めて全員の間で均等に分与しなければならないのは原則である（128条）。

本件において、訴訟の対象となっている共同所有財産は、XがYとの別居期間中にXの特有財産にて取得した財産であり、分与の対象になる財産ではないとXが主張した。しかし、地区裁判所及び高等裁判所のいずれの判断でも、Xが特有財産で取得したという財産を婚姻後に形成された家族の共同所有財産とし、分与の対象にした。この判断の根拠は、126条1項に規定する婚姻の成立及び婚姻後の共同生活である。XとYは1999年に共同生活をはじめ、2002年に婚姻届けを提出し、6年後の2008年以降は別居生活を送っているが、どちらの裁判所の判決においても、別居期間は考慮されていない。

さらに、家族構成員の共同所有財産が形成されるもう一個の条件は、モンゴル民法の126条2項4号の規定である。それには、「夫婦、その他の家族構成員の誰の名義になっているのかに関わらず、婚姻後にできたその他の財産」と規定している。

Xが特有財産で取得したというサービス営業用に購入した住宅と家族と一緒に生活するために購入したマンションのいずれも、Xの名義で国の不動産登記機関に登記されている。これについて、地区裁判所と高等裁判所も不動産の登記に関する事実認定をしているが、民法の条文通り、どちらの不動産も共同所有財産とみなし、分与をしている。裁判官は、法律のみに基づいて判断をするのはもっとも正当である。しかし、本件において、裁判所は不動産の登記についての事実認定のみを行うのではなく、XとYが当該不動産を取得した時点の事実関係も調べる必要があっ

たと考えられる。

モンゴルでは、最高裁判所は憲法以外の法律の条文・規定の「公権解釈」を行う権限を持っている（憲法50条4項）。下級審に対して強い拘束力を持っていないが、事件を解決するのに法律及び条文の適用について判断が決めかねる場合、最高裁判所による「公権解釈」を利用することができる。家族法及び民法に規定する家族財産制度に関する条文の「公権解釈」も、最高裁判所が提供している。最高裁判所の2007年に提供した、民法12章3節の「公権解釈」によると、民法126条2項4号の規定を裁判所が事件に適用する場合、二つのことについて確認する必要があると述べている<sup>26)</sup>。第一に、当該不動産が登記されている所有者の名義を国の不動産登記機関証明書を確認すると同時に、所有権を有する家族構成員を確認する必要がある。第二に、当該不動産ができるのにその他の家族構成員による貢献があったか否かの事実関係である。

本件においては、両裁判所は、不動産登記に関する名義を確認しているが、当該不動産の取得に際して家族構成員が果たした貢献については事実認定をすることなく財産を均等に分与し判決を下している。本件においては、両裁判所の事実の認定が不十分であること、判決に至るまでの過程が不明確である。

## 2. 夫婦を含めてその他の家族構成員の間で財産を分与する例

### 事案(1) 直系姻族を含めた財産分与

最高裁判所 2014年6月24日判決 番号400 ウランバートル市

訴状内容：離婚、子供の扶養手当、共同所有財産の分与

モンゴルでは、裁判上の手続きにより離婚することになった場合、離婚の成立、子供の親権、夫婦の財産分与に関する家事訴訟を裁判所は同時に取り扱い、判断を下す。家事訴訟の中で家族の財産分与にする問題は最も複雑な部分である。民法では、夫婦が離婚することにより婚姻後にできた財産を夫婦およびその他の家族構成員の中で分与しなければならない。そして、家族の財産から家族構成員にも割り当てる場合、家族構成員は夫婦と共同生活を送っていたことが前提条件となる。

#### 〈事実の概要〉

X(妻・原告・控訴人)はY(夫・被告)と2008年から交際を始め、2008年12月5日に正式に夫と妻となった。2008年の12月9日に訴外A(長男)、2010年9月17日に訴外B(長女)が誕生した。婚姻後、XとYは、Yの実家に住み、2009年の12月にYの実家を離れ、3LDKのマンションで家族4人で暮らすことになった。当該マンションは2009年にYの父と母が親族から購入したものだ。2010年5月に、当該マンションの登記をYの名義で行なった。理由は、Yの父がガンを患い、Yの母がその世話をしていたため、マンションに関する手続きを行う余裕がなく、代わりにYが必要な手続きを行なったこと。しかし、Yの父がなくなった後、2012年の10月にYが贈与契約により、当該マンションを母に移転させ、名義も母のみの名義にした。XとYがマンションで暮らすための家具をYの母が備え、家賃及び光熱費も含めてYの母が払ってきた。

2012年の9月からXとYが別居することになった。2014年に、XはYに対して離婚、AとBの扶養手当、親権の取得、または共同所有財産の分与、及び3LDKのマンションを分与し、その中から自分の持分を取得するか、1LDKの住宅を購入してくれることをYに請求した。マンション以外にXが共同所有財産と主張する財産とは、Yの車(TOYOTA RAV-4)、Yの母の名義になっている土地及び別荘などである。

Yは離婚することに同意したが、AとBの親権、又は財産分与については異なった意思を表示した。AとBの親権をYが取得し、Xに扶養手当を請求しないと主張した。さらに、Xが請求して

いる共同所有財産とは、Yの母の名義になっている財産であるため分与する財産の対象にならないと拒否した。

Xが主張する婚姻後にできた共同所有財産であるマンション、車及び土地、別荘などは、いずれもYの母の名義になっており、そのうちのマンション、及び土地の所有権をYが離婚する前に、贈与契約をもって故意に母の名義に移転させている。第三者であるYの母が、当該訴訟に関して独自で訴訟を提起していないが、利害関係のある第三者として裁判に立ち会うことになった。

#### 〈判旨〉

##### 地区裁判所の判決

「家族法第14条4項の「夫婦いずれかの暴力、威嚇により、家族構成員の命、健康、及び子供の養育には重大な被害が起こる恐れがある場合、若しくは被害が起きていることは確定している場合、裁判所は当該法律の14条2項に規定する和解手続きをせずに、離婚手続きを行う」と規定することに基づいて、XとYの離婚手続きを行う。」家族法第14条6項「夫婦は当該法律の14条5項の規定により協議をしなかった場合、子供の年齢、父、母の面倒見、生活の環境、ニーズ、又は道徳・倫理、暴力を振るっているかなどを考慮し、子供を父、母のどちらかのもので残し、扶養手当を定め、共同所有財産を分与することについて裁判所が判断する。」

又は、40条1項1号「11才までの子供は当該地域の最低賃金を50倍」、40条1項2号「11才から16才／学生である場合18才／ぐらいで、成人に達しているが、労働能力にかけている子供には、賃金の最低基準で」と定めていることに基づいて、2008年12月に誕生したA（訴外・長男）、2010年9月に誕生したB（訴外・長女）の親権をXに与え、AとBが11才になるまでYが当地域に定めている最低賃金の50倍で、16才／学生である場合18才／までの場合は、当地域に定めている最低賃金に合わせて扶養手当を支払う。

家族法14条6項に基づいて、共同所有財産を分与し、3LDKマンションの価格の中から3人分となる97,500,000TGをYから請求しXに与える。そして、TOYOTA RAV-4乗用車をYの所有に残し、訴訟の中から「別荘用の住宅を請求し」に関する部分を棄却する。Xはマンションの贈与契約、及び土地の占有権に関する契約を無効にすることを追加で請求することできる。印紙法7条1項2号、民事訴訟法の56条1項、58条1項の規定により、Xから離婚訴訟につけて支払いたした70,000TGを国の予算に計算し、財産分与請求につけて支払われる645,450TGをXに請求し、国の予算につける。そして、Yから715,650TGを請求し、Xに与える。」

##### 高等裁判所判決

「地区裁判所の2014年3月14日、番号811 / 2925 / B判決の第三段落に規定する「・・・TOYOTA RAV-4乗用車をYの所有に残し、訴訟の中から「別荘用の住宅を請求し」に関する部分を破棄とする」のを「・・・YからTOYOTA RAV-4乗用車及び別荘用の住宅を請求する訴訟の部分を放棄とする」と変え、判決のその他の部分をそのままとし、Y、および第三者による控訴を破棄する。民事訴訟法の162条4項により、第三者が控訴をする際に支払った715,650TG、Yが支払った715,650TGを国の予算につける。」

##### 最高裁判所判決

「地区裁判所は、民事訴訟手続きに関する法律の規定に違反し、当事者の権利を制限することなどの重大な過ちを起しているにも関わらず、高等裁判所は地区裁判所の判決をそのままにしたことは、民事訴訟法168条1項3号「事件及び訴訟当事者の法律によって与えられた権利を著しく侵害している」、168条3項「地区裁判所は当該法律の168条1項の規定により無効にした場合、控訴手続きにより判決を下した上級審の裁判所は、事件を地区裁判所に差し戻す」に違反している。

従って、地区裁判所の判決及び高等裁判所の判決をそれぞれ無効とし、事件を地区裁判所に差し戻す。民事訴訟法第176条2項5号により、以下の判断を下す。

- (1) 地区裁判所の811 / 2925 / Bの判決、及び高等裁判所の441 番号の判決をそれぞれを無効とし、事件を地区裁判所に差し戻す。
- (2) 民事訴訟法の59条3項に基づいて、第三者が地区裁判所の判決に不服を申し立て、控訴をする際に支払った2つの資料の印紙分である715,650TGを第三者に取り返す。」

#### 〈検討〉

本件においては、当該財産分与に関する訴訟は下級の裁判所においてどのように構成されてきたのかについて訴訟過程を考察する。

本件においては、XとYが婚姻後に、Yの実家でYの母及び父とともな生活を送っていた。2009年にYの父と母がXとYに3LDKのマンションを購入し、XとYが2012年まで共同生活を送っていた。民法126条1項によると「婚姻後、共同生活期間中にできた家族構成員の特有財産を除き、その他の財産は、家族構成員の共同所有財産となる」。当該マンションはYだけの名義になっていたが、126条2項4号により「夫婦、その他の家族構成員のどちらの名義になっているかに寄らず、婚姻後にできた財産」は家族構成員の共同所有財産になる。従って、条文に照らし合わせてみると、マンションは婚姻後にできており、名義はYの名義になっているが、それは関係なく婚姻後にできているため、当該マンションは家族構成員の共同所有財産とすることができる。

ところで、2012年からYとX二人の関係が悪化し、Xが子供を連れて別居を始めている。そして、Xが別居中にYが贈与契約に基づいて、当該マンションの所有権を母に移転させ、不動産登記を母の名義で行なっている。地区裁判所が不動産登記について行なった事実認定によると、2012年の10月にYが贈与契約に基づいて母に移転させていることが確認された。

この事案を整理してみると、二人の当事者の権利、利益が目される。一つ目には、Xと子供の当該不動産に対する権利、利益であり、二つ目に、当該マンションの所有権を贈与契約により受けているYの母の権利、利益である。

Yの母は、家族法3条1項5号に規定する、直系姻族に当たるが、3条1項4号に規定する家族構成員となるためには夫婦との共同生活が前提となる。本件においては、Yの母は直系姻族であり、2009年からYとXが独立して生活を送ることになって以来、Yの母が共同生活を送っていない。従って、家族構成員であると決めつけるのは、難しいのである。

地裁の判決によると、当該マンションの所有権は贈与契約によりYからYの母に移転し、名義も変わっているにも関わらず、YとXの婚姻後にできた家族構成員の共同所有財産とし、分与する財産の対象にしている。

しかし、この事案の場合、地区裁判所は所有権の所属に関する事実認定を行なっているが、民法および家族法の条文の適用、関連規定の間違った解釈を行なっているため地区裁判所の判決がもとより、それに気がつかなかったか高等裁判所の判決もYの母の所有権を侵害するような重大過失をおかしている。

さらに、最高裁判所は両裁判所が民事訴訟法に規定する訴訟手続きにおいていくつかの過ちをおかしていると判断した。つまり、事実の概要をみると、Xが婚姻後に取得した財産と主張する財産の多くが、Yの母の名義になっている。しかもそのうちのマンションはYとXが別居を始めた年にYが贈与契約にもとづいて自分の母に所有権を移転し、名義も変更させている。最高裁判所は、当該訴訟の内容は被告Yに対する訴状であれば、Xが請求したマンション、土地の所有権の移転と関連する事実の認定をYとYの母との間で確認するべきであって、Yの母を利害関係者の立場からではなく、Yと同じく被告として裁判に立ち合わせるのが民事訴訟法27条3項「裁

判所は、重要だと判断する場合、判決を下す前に訴訟の当事者としてその他の原告、被告を立ち合わせることができる」によって妥当である。

下級審はYの母に対する請求を未解決にしていれば、Yの母は当該マンションの所有者として第三者の立場から裁判に立ち向かうことができるが、所有権が発生することになった事実の認定について問題を取り上げない限り、他人の財産を夫婦（YとX）の共同所有財産と見做す法律の要件が曖昧になるということを両裁判所が注意しなかったことは誤った判断を下す原因ともなった。

## 事案(2) 直系姻族を含めた財産分与の例

最高裁判所 2014年10月14日 番号611判決

離婚、子供の親権、扶養手当、共同所有財産の分与

民法は夫婦が離婚することにより家族の財産を分与する場合、その他の家族構成員を含めて財産を分与しなければならないと定めている。その場合、未成年者、労働能力を欠く家族構成員の全員を含めて均等に取得する権利を有する（129条2項）。しかし、当該家族の財産を形成するために他の家族構成員は貢献（金銭的に、労務的に）をしているかということを裁判所が確認し、財産を均等に与えるか、減少させるかということを考慮する（129条3項）。

### 〈事実の概要〉

X（妻・原告・控訴人）はY（夫・被告）と2007年に交際をはじめ、2008年の4月23日に婚姻を登録し、正式に夫と妻となった。2008年9月16日にA（訴外・長男）が誕生した。2009年の3月からYの父が購入したマンションに住み始めた。それまでには、Yの実家に住んでいた。2008年から2012年の間に、Yが何度も飲酒の状態ですらXに暴力を振るい、怪我や不安にさせることによりXが精神的に大きな屈辱を受けてきた。YとXは2012年から別居することになり、2014年に離婚することを決意した。

XがYに対し、離婚、子供の親権、扶養手当、共同所有財産の分与を請求した。共同所有財産には、Yの父が購入してくれた3LDKのマンション、YとXが購入したToyota Verossa乗用車などである。マンションの合計額は139,400,000TG（1円＝21TG）であり、マンションの所有権をYとYの父のみが持っている。Xは自分の持分とAの持分をXの持分の中から請求した。その場合、所有者YとYの父の持分は70,000,000TGずつとなり、さらにYの持分を3に割ると、XとAには、46,000,000TGが当たると主張した。

YがXの請求に対して、現在住んでいるマンションは、Yの父が自分の名義で購入し、YとXの共同所有財産に移転させていないため、分与することはできない。Yの名義も不動産登記機関にYの父と共同所有者として登記されているが、Yの所有物ではないと主張した。乗用車のToyota Verossaは、2011年にXとYが13,500,000TGで購入した共同所有財産である。乗用車を分与することなく、Xの所有物として残すこともできる。ただし、Xが請求しているマンションの持分である46,000,000TGを支払うことは不可能である。そして、XとYが離婚する場合、Aの親権を自分が取得しXから子供の扶養手当を請求しない。逆に、Xが子供の親権を取得するのであれば子供の扶養手当を払うと供述した。

YとXとの離婚訴訟にYの父が第三者として立ち会っている。Yの父の主張によると、YとXの間で離婚問題が生じたとき、家族の財産に対してその他の家族構成員の間で所有権をめぐる紛争が起きた。そのため、YとYの父の名義で登記されていた当該財産を裁判上の手続きによりその他の3人の家族構成員の名義を追加で登記し、5人の共同所有物にした。不動産登記証明書を変更する手続きはXの請求により裁判上の離婚手続きが行われていたとき、地区裁判所におい

て行われている。

#### 〈判旨〉

##### 地区裁判所判決

「家族法第14条4項の規定に基づいてXとYの離婚を成立させ、家族法14条6項、40条1項1号、40条1項2号の規定によりAの親権をXに与え、YからAに11才までは当該地域に定めている最低基準の50%で、16才／学生である場合18才まで／までは、当該地域に定めている最低賃金によって扶養手当を支払う。

家族法14条6条に基づき、家族構成員の共同所有財産である3LDKのマンションの中からYに当たる47,047,500TGのうちXとAに当たる30,000,000TGをYに請求する。そして、共同所有財産であるTOYOTA Verossa乗用車をYの所有のもとで残す。印紙法の7条2号、民事訴訟法56条1項、58条1項の規定によりXが支払った70,200TGを国の予算に計算し、共同所有財産の分与訴訟の印紙である307,950TGをXに請求し、国の予算につける。378,150TGをYに請求し、Xに与える。」

##### 高等裁判所判決

「地区裁判所の判決をそのままとする。独自に訴訟を起こさなかったYの父は、地区裁判所の判決に不服申し立てをし、控訴している。Yの父の控訴を放棄し、民事訴訟法第162条4項に基づきYの父が支払いした印紙の378,150TGを国の予算につける。」

##### 最高裁判所判決

「2014年6月高等裁判所の判決及び2014年3月地区裁判所の判決の第3条に規定する「47,047,500TG」を「18,819,000TG」とする。「30,000,000TG」というのを「12,546,000TG」とする。

第4条の「307,950TG」を「215,686TG」とし、「378,150TG」を「285,886TG」とそれぞれ変え、地区裁判所及び高等裁判所判決のその他をそのままとする。」

#### 〈検討〉

モンゴルにおける夫婦財産分与の対象は、主に、住宅となる。夫婦が購入した住宅に夫婦を含めた家族構成員の全員が住むことがあれば、本件のようにYの父が購入した住宅にYとXが子供と住み、不動産の名義はYとYの父の名義で登記される。

YとXが婚姻をした日付（2008年）、およびYの父が当該マンションを購入した時期（2009年）はYとXが婚姻を正式に行なった後に購入されていることから当該マンションは民法126条1項に基づいて家族構成員の共同所有財産に当たる。そして、126条2項4号に「夫婦及び家族構成員のどちらの名義になっているかに寄らず、婚姻後にできたその他の財産」は家族構成員の共同所有財産となる。Xは、その規定を根拠に訴訟の目的物であるマンション（Yの父が購入した住宅）のYが所有する持分の中から自分の持分とAの持分を清算し、共同所有財産を分与することを請求している。

地裁は、Xの請求により、家族法14条6項に基づいて、Yの持分を家族構成員の3人の間で均等にわけ、共同所有財産の分与を行なった。地裁の判決に不服を申し立てたYの父が上訴をし、地裁の判決を無効にすることを請求した。しかし、高等裁判所は地裁の判決を妥当とみなし、そのまま残した。

事実の概要によると、XとYに関する離婚手続きが行われているとき、同じ地区の第1の裁判所においてYの父の請求によって不動産登記証明書を変更する手続きが行われていた。地裁は訴訟に関する当事者から不動産登記証明書およびその他の訴訟に必要な事実の認定を行なっているとき、当該マンションの所有権はYとYの父のみに属するものではなく、他の家族構成員（Y

と共同生活を送っている)も追加されていることを配慮し、対策をとる必要があった。

本件の場合、Yの父は家族法に規定するYとXと共同生活を送っている家族構成員ではなく、親族の人に当たる。裁判所はYの父が購入したマンションは彼の特有財産(127条)に当たる可能性について考慮したことについて判決に記載していない。それは、不動産登記証明書はY(Xと婚姻をし、共同生活を送っている)とYの父の名義になっているため、Yの所有する部分(当該マンションの)はXと子供を含めて共同所有財産となる。それは民法の定めである。しかし、家族構成員の間で家族財産を巡って紛争が起きた場合、裁判所は民法の129条3項の規定に基づいて家族構成員の貢献度(金銭的、労務的)を考慮し、財産を均等に分けるか、家族構成員の割合を減少するかということについて判断することができる。

事実の概要にはYとXが当該マンションを購入することにあたり、貢献を行なっていることに関する事実について記載されていない。しかし、それについて最高裁判所が利害関係の第三者であるYの父にYとXからの貢献がなかったということについて確認しているが、財産を分与する際に考慮せずにYの持分を均等に分与している。そして、離婚訴訟と同時に財産分与の対象となっているマンションの不動産登記名義が変更され、当該マンションはYとYの父の二人だけのものではなく、5人の共同所有財産になっている。しかし、地裁および高裁からそれに関する事実の認定を行うことなく判決に至ったことはその他の家族構成員の所有権を侵害するような結論に至った。

#### 判例の分析

判例を分析することにより次のことが明らかになった。

- (1) 夫婦が離婚することにより家族の共同所有財産を分与する際に、財産分与の対象は主に住宅であること。
- (2) 夫婦の離婚時において家族の財産を分与する際、裁判所は夫婦の貢献度を考慮することなく夫婦と子を含めた全員で均等に分与している。
- (3) 子が夫婦と同じ割合で家族の財産を受けることにより、裁判所が夫婦のいずれかが作った債務(銀行ローンや借金)も子を含めて均等に分けている例もある。
- (4) 夫婦が正式に離婚するに至るまで何年間か別居する。別居中に夫婦の片方が一人で購入した不動産も離婚時に裁判所が財産分与を行う時、民法126条1項に基づいて婚姻後に形成された夫婦の財産を家族の共同所有財産とし、均等に分与している。
- (5) 夫婦の片方が(別居期間中にも)取得した不動産に債務が発生している場合、離婚時に債務の全額を分与するのか、もしくは残高を分与するかに関する裁判所の判断が曖昧である。
- (6) 裁判所は夫婦を含めてその他の家族構成員の間で家族の共同所有財産を分与する場合、夫婦の貢献度について確認した上で、財産を均等に分けるときもあれば、分与の対象となっている財産の所有権の帰属につき訴訟を地裁に差し戻すときもある。
- (7) 家族法の3条1項2号に規定する家族構成員の定義、および3条1項3号に規定する親族の人に関する定義の区別が曖昧であることにより、裁判所は夫婦と共同生活を送っていない親族の不動産を分与し、所有権を侵害することもある。
- (8) 家事訴訟において裁判所の手続きに瑕疵が生じるのは、裁判所による適用法令の誤り、不十分な事実認定、および当事者が訴訟に必要な書類を十分に提出していないことにもよるものである。

以下各々詳述する。

(1)について、夫婦が離婚することにより家族の財産を分与することにあたり、主に住宅が対象となる。事案の1から2までは夫婦の離婚時において家族の共同所有財産の分与の対象は住宅

である。事案ごとに当該財産を形成する過程が異なっている。事案1の場合は、当該住宅は婚姻後に夫婦の片方が特有財産を用いて取得した財産であるのに対して、事案3と4における住宅は夫婦の親族（親）によって形成された財産である。

(2)について、夫婦の離婚時において家族の財産を分与する際、裁判所は夫婦の貢献度を考慮することなく夫婦と子を含めた全員で均等に分与している。事案①では、地区裁判所は夫婦の離婚時において財産を分与することにあたり、家族法14条1項を根拠とし、民法130条「家族構成員の共同所有財産を分与する」の130条3項「紛争が起きた場合、家族構成員の共同所有財産の中から家族構成員に当たる割合を裁判所が決め、その場合、家族構成員にどのような財産を割り当てるかについて判断し、家族構成員いずれかに当てた財産の合計額が持分より超えている場合、差額を他の構成員に与えることができる」、又は131条2項に基づいて、持分を財産で与えることができない場合、その価格を支払って、財産を分与した。それに対して、高等裁判所は当事者が特有財産を持って取得したと言われる財産は、民法126条1項により「婚姻後、共同生活期間中に形成された（家族構成員の特有財産を除いて）その他の財産は家族構成員の共同所有財産となる」ため分与の対象になると判断した。そして、当該財産の不動産名義は当事者の片方になっているが、126条2項4号の「夫婦、その他の家族構成員のいずれかの名義になっているかに関わらず、婚姻後にできたその他の財産」は家族の共同所有財産になる。従って、事案の①において、離婚に至る事情は関係なく家族の財産は夫婦の貢献度を考慮することなく夫婦と子に均等で分与されている。

(3)について、しかし、財産は夫婦と子を含めて全員で均等に分けられるため、裁判所が夫婦のいずれかに発生している債務（銀行ローンや借金）も子を含めて均等に分けている例もある。事案1において、夫婦が不動産を購入するために作った銀行のローンを夫婦および子を含めて全員の間で均等に分与している。そのため、子の親権を取得した側が多くの債務を負うことになった。最高裁判所は、「夫婦の財産が形成されるのに子が貢献しているわけではない。従って、子は夫婦と同等の割合で財産の中から受ける権利を有しない。その反面、子の親権を取得した夫婦に裁判所が家族の共同所有財産を多めに分け与えることが最も妥当である」と「公権解釈」で述べている。

(4)について、夫婦が正式に離婚するに至るまで何年間か別居をすることが多い。別居中に夫婦の片方が一人で購入した不動産も離婚時に裁判所が財産分与を行う時、民法126条1項に基づいて婚姻後に形成された夫婦の財産を家族の共同所有財産とし、家族構成員の貢献度を考慮することなく均等に分与している。事案の1、3において夫婦が正式に離婚するまで一定の期間別居している。別居期間は2年間から5年間にも及んでいる。いずれの事案においても裁判所が別居期間を考慮することなく財産の分与を均等に行なっている。

(5)について、(4)の期間中に夫婦の片方が財産を取得したことにより債務（銀行のローン、借金）が発生している例もある。裁判所は、事案①では、別居期間中に夫婦のいずれかが取得した財産を家族の共同所有財産として分与するとともに、夫婦の債務も分与している。但し、債務の全額を分与するか、残っている債務のみを家族構成員の間で分与するののかという点に関しては曖昧である。事案1の場合、夫婦は別居期間中に作った債務を地区裁判所は当事者が銀行に返済した分を差し引いて、残った債務だけを分与している。

(6)について、裁判所は夫婦を含めてその他の家族構成員の間で家族の共同所有財産を分与する場合、夫婦の貢献度について確認した上で、財産を均等に分けるときもあれば、分与の対象となっている財産の所有権の帰属につき訴訟を地裁に差し戻すときもある。婚姻後に家族の財産は2つの方法で形成されることがある。夫婦いずれかの親（親族）によって持ち込まれる場合と夫婦が

銀行のローンで不動産を購入する場合である。

事案3と4の類似する点は、夫婦が婚姻後に夫の実家でしばらく共同生活を送っている。そして、夫の親が取得した住宅で共同生活を送ることになっている。当該住宅に夫婦と子供が暮らしているが、不動産登記名義が親族（夫の親）の名義と夫の名義になっている。事案3において、夫が婚姻期間中に家族の共同所有財産を贈与契約に基づいて母に移転しており、不動産登記名義が完全に第三者に移転されている。下級の裁判所は所有権の帰属が夫婦以外の者にあっても当該財産を家族の共同所有財産として均等に分与した。しかし、当該家事訴訟は最高裁判所の判断により下級審に差し戻されている。

事案4の場合は、事案3と同じく、当該不動産は夫の親によって取得されたものであり、不動産登記名義は夫と夫の父の名義になっている。しかし、離婚時において夫の父が不動産登記名義書に他の家族構成員の名義を追加した。下級の裁判所は、当該財産を分与することにあたり、当該財産の所有権が婚姻時点において帰属されていた家族構成員の間で分与しているが、最高裁判所は再受理を行い、不動産登記名義書に登記されている共同所有権者の中で均等に分与し、さらに、夫の部分から妻と子の持分を割り当てている。いずれの事案においても下級の裁判所が夫婦の貢献度を確認している。そして、夫婦の貢献度がなくても、当該不動産を家族の共同所有財産とし、均等に分与している。

民法126条2項4号に「夫婦、家族構成員のどちらの名義になっているかに関わらず、婚姻後に取得した財産」は家族構成員の共同所有財産になる。家族の財産を夫婦を含めてその他の家族構成員の間で分与するにあたり、裁判所は当該財産が親族によって購入されている場合は夫婦の貢献度を確認している。そして、当該財産の不動産登記名義に夫婦いずれかの名義が入っている場合、子を含めてその他の家族構成員の間でも均等に分与されている。裁判所が夫婦の貢献度を確認するのは、当該家族の共同所有財産をその他の家族構成員の特有財産、もしくはその協力によって形成されたものである場合である。

(7)について、(6)に発生している問題は(7)にあげている問題と繋がっている。事案3と事案4において夫婦財産分与の対象になっている財産は夫婦の親（親族）によって形成された財産である。家族法の3条1項2号の規定「家族」、および3条1項4号「家族構成員」、3条1項5号「直系姻族」、3条1項6号「傍系血族」に規定する親族の人に関する定義の区別が曖昧であることにより、裁判所は夫婦と共同生活を送っていない親族の不動産を分与し、所有権を侵害することもある。

家族法3条1項2号に規定する家族というのは、婚姻することにより非財産的ないし、非物質的および財産的ないし物質的な権利義務で結ばれている共同生活の家族構成員をいうと定義している。そして、家族構成員とは、夫婦およびこれらと共同生活を送っている嫡子、非嫡子、または養子、親族（直系姻族、傍系血族）をいうと規定している。

夫婦が離婚することにより裁判所が家族の共同所有財産を家族構成員の間で分与するにあたり、当該財産は夫婦ではなく、その他の家族構成員の財産である場合、裁判所は当該家族構成員は家族法3条1項2号に規定する家族構成員であるか否かを確認する必要がある。つまり、夫婦以外の家族構成員の財産を分与する場合、当該家族構成員は夫婦と共同生活を送っていることは126条1項に基づいて当該財産を家族の共同所有財産とし、分与するための要件になると解釈される。

しかし、離婚時に夫婦を含めてその他の家族構成員の間で財産を分与している判決によると、婚姻後に夫婦が取得している財産は第三者（親族）によって形成されているものもあり、裁判所が当該財産をも分与の対象にしている。これには、二つの理由がある。一つ目は、当該財産は夫婦の婚姻後（時期）に形成された財産であること。二つ目に、婚姻後に取得した財産は夫婦いず

れかの親の協力、資金で形成されているものであること。この場合、親は3条1項5号に規定する「親族」にあたり、夫婦と共同生活を送っている家族構成員ではない。つまり、裁判所は3条1項2号に規定する「家族構成員」に関する条件をきちんと配慮せず、曖昧であるため、夫婦に帰属しない財産を分与の対象にし、第三者の所有権を侵害した判断を下すことがある。

(8)について、家事訴訟において裁判所の手続きに瑕疵が生じるのは、裁判所による適用法令の誤り、不十分な事実認定、および当事者が訴訟に必要な書類を十分に提出していないことにもよるものである。

裁判所による適用法令の誤りというのは、事案3において当事者が裁判所に提出している不動産登記証明書、または家族の財産が形成される過程を十分に確認をせず、民法127条「特有財産」に該当する財産を126条2項4号の「夫婦、家族構成員のいずれかの名義になっているかに関わらず、婚姻後にできた財産」は家族構成員の共同所有財産になるという規定を根拠に第三者の財産を分与したことである。

または、事案3において独立して訴状を提出していないが、利害関係があるために裁判に立ち会っていた第三者に関する問題を本件と一緒に受理し、民事訴訟法29条5項の「裁判所は独立（個人的に）して請求を提出していない第三者に関する問題を本来の訴訟と一緒に受理しない」という規定に違反している。

## 結び

本稿では、まず、現代モンゴルにおける家族財産制度について、慣習法から制定法に到るまでの伝統的な家族制度における婚姻、離婚、および家族の財産の変遷について先行研究に言及しながら鳥瞰した。モンゴルにおける家族法は、その初期の段階においては成文法（codes）以上に慣習法（customary law）が支配する法領域であったとされている。また、モンゴル国内における民族毎に異なる伝統様式に基づく家族制度の存在も指摘されている（Butler 1982:382）。

その典型的な特徴の一つに家父長制が取られており、男性の家系（親族関係）を中心に家族の規範は構成され、そこでは原則として婚姻は永続的なものと考えられていた故、少なくとも表面的には離婚は極少数に止まっていたと考えられている。婚姻は夫婦同士のものだけに止まらず、基本的に両方の親族の合意および結納を前提として観念されていた。

離婚の際、特に夫婦の共有財産という観念自体が存在せず、妻が婚姻開始時に持参した財産についてもその離婚による清算は行われるものの、今日的に観念されるところの婚姻期間中に夫婦によって築かれた財産の分配については妻に対して行われることがなかった。

次に、現行法に定める家族構成員の財産に関する民法の条文およびそれに対する最高裁判所の「公権解釈」について検討した。その上で、家族の財産分与に関する裁判例を分析することにより、裁判所が離婚時に家族構成員の共同所有財産を分与する際、家族構成員の貢献度を考慮する事案としない事案のそれぞれの特徴を探ってきた。

民法125条1項により「家族の財産は夫婦、家族構成員の財産からなる」と規定している。婚姻後、共同生活期間中に形成された（家族構成員の特有財産を除き）その他の財産は家族構成員の共同所有財産となる（126条1項）。従って、家族の共同所有財産を家族構成員の全員が所有、占有、処分するのに同等の権利を有し、相互の協議に基づいて占有及び使用し、処分する（128条1項）。民法は、夫婦が離婚時に家族の財産を分与する際、未成年、労働能力を欠く家族構成員全員を含めて均等に分与すると規定している（129条2項、126条4項）。財産分与は夫婦（子

供を含む)のみの間で行われる場合、民法129条3項「離婚、離婚の解消により家族構成員の一人あたりに与える割合を算定する際、夫婦の健康状態、子の利益を考慮し、裁判所が分与する」と規定するように、裁判所は家族の財産を形成するのに夫婦の貢献度を考慮することなく、均等に分与するか、財産の持分を減少することができる。

それに対して、夫婦の離婚時に家族の共同所有財産を夫婦及び家族構成員の全員の間で分与する場合、民法は夫婦以外の家族構成員が家族の財産を形成するのにどのぐらい貢献(金銭的に、労務的に)しているかについて考慮し、財産を均等に分け与える、若しくは与えないことを裁判所が判断することができる」と規定している。

本論文で考察してきた事案によると、夫婦が離婚時において分与している家族の共同所有財産の対象は主に住宅であった。そして、婚姻後に家族の財産(住宅)は、夫婦の親族(親)によって形成されることもあれば、夫婦が独自で購入し、家族の財産を形成することもある。夫婦が離婚に至るまで一定の期間(3年間から5年間)を別居し、その場合、妻が子供を連れて家を出ている。裁判所は、当該夫婦が離婚する場合、別居期間及び別居期間中に夫婦の片方が子供のためにかけた養育費や生活費などを考慮していなかった。又は、夫婦が別居期間中に特有財産を使用して不動産を購入している例もあるが、裁判所は民法126条1項、126条4項に基づき、当該財産は婚姻が正式に成立している間に形成されているため、家族の共同所有財産とし、夫婦の貢献度を考慮することなく夫婦と子供に均等で分与している。

最高裁判所の「公権解釈」によると、126条1項に規定する「共同生活期間中」というのは、婚姻後に家族の財産が形成される期間を指しているものである。そのため、夫婦は婚姻後に一緒に送った共同生活期間が短かったこと、又は共同生活を送っていないということは、家族の財産を分与しない理由にならないと述べている。さらに、子供は夫婦の財産を形成するのに貢献しているわけではないことから、裁判所は子供の利益のみを考慮し子の親権を取得した側の割合を増やすことができる。下級審は夫婦の財産を子供にも均等で分けるため、夫婦の債務も誤って子供を含めて分与することになっている。

夫婦の離婚時に家族の共同所有財産を分与することと、夫婦の債務も家族構成員の間で均等に分ける。最高裁判所の「公権解釈」によると、離婚時に夫婦のどちらが債務を履行するか、又は第三者によって家族の財産を処分することに制限がつけられている場合、当該財産を家族構成員の間でいかに分与するか、と言うことは困難である。その場合、裁判所は債務が発生した背景、事実及び事実関連を認定できる資料の確認を行った上で分与しなければならない。しかし、原則として当該債務は他の家族構成員の共同所有財産と同様に均等で分与される。

事案の1において、夫婦の片方が別居期間中に銀行のローンで不動産を取得しており、夫婦の離婚時に下級審は当該不動産を均等に分与しているが、債務の残った部分だけを分与の対象にし、夫婦と子の間で均等に分与している。それに対し、高等裁判所は子の親権を取得した側の債務を減らして判断を下したのである。しかし、検討しなければならないのは、子供も家族構成員の一人と考えると子供の貢献(何歳から)も考慮する必要があるのか。

次に、家族法3条1項2号に家族とは、婚姻により非財産的及び財産的な権利義務で結ばれた共同生活の家族構成員を言う」と規定している。そして、家族構成員とは、夫婦及びこれらと共同生活を送っている嫡子、非嫡子及び養子、親族を言う」とそれぞれに規定している(3条1項4号)。家族法に定義される家族構成員の定義の範囲が広いため、裁判所は夫婦の離婚時に家族の共同所有財産を分与する際、家族構成員を明確に特定し、判断することが複雑であることは事案の(2)と(3)から明確になった。

家族構成員の中には、親族(直系姻族、傍系姻族)も含まれる。夫婦が婚姻後に形成される家

族の財産には2種類の財産がある。一つは、夫婦が独自で形成した家族の財産であり、もう一つは、親族の協力（資金）で形成された家族の財産である。どちらの場合も家族構成員の間で分与される対象になるが、後者の場合は、分与される財産の対象にするためには、「婚姻後、夫婦との共同生活」が前提となる。しかし、夫婦が婚姻後、すぐに住宅を取得することが不可能である場合、しばらくの間夫婦いずれかの家族（主に夫）と共同生活を送っており、何年か後に親やその他の家族構成員の協力を借りて住宅を取得することがある。そして、夫婦が子供とその住宅に生活を送ることになるが、当該不動産登記名義に夫婦いずれかの名義と親族の名義になる。若しくは夫婦の名義が全く入らない場合もある。しかし、そのようなことは夫婦の離婚時において家族の財産を分与する際、当該財産をいかに分与するかと言うことは非常に複雑である。

事案2と3の財産分与の対象は親族の資金で形成された財産である。裁判所は、民法126条1項、126条2号4項、家族法14条6項に基づいて夫婦を含めて家族構成員全員に均等で分与している。これは、不動産を購入するのに資金を拠出した家族構成員の所有権を著しく侵害していると上級の裁判所から一定の指摘を受ける場合もある。民法129条に基づいて、夫婦の離婚時に家族の共同所有財産を分与するとき、裁判所は夫婦と共同生活を送っている家族構成員の貢献度（金銭的、労務的）を確認しなければならない。この場合、親族の資金により形成された家族の財産に対して夫婦がどのぐらい貢献をしているかを確認しているが、裁判所が財産を均等に分与にしている。裁判所が確認している事実関係によると、この場合、夫婦の貢献度が確認されていない。つまり、当該家族の財産が形成されるのに夫婦からの金銭的、又は労務的な貢献がないのである。

現在、モンゴルは家族の財産制度（家族構成員の共同所有財産制度）を維持している。家族の財産制度の前提には二つの動機があると考えられ、一つは婚姻生活の継続に寄与するためであり、もう一つは婚姻生活の継続困難となった場合の弱者保護（経済的に不利な方の配偶者をバランスよく保護すること）である。上述したことにより、モンゴルの家族財産制度は、民法上の規定およびその解釈上も、夫婦の離婚時において夫婦およびその他の家族構成員は家族の財産を形成するのに貢献をしているか否かに関わらず、財産は均等に分与され、特に経済的に弱い立場にある家族構成員（主に母と子）の生活上の保護を考慮した制度になっていると言える。しかし、家族構成員である個人の財産権を保障することには様々な問題があり、曖昧な部分もあることが明らかである。

以上の研究により明らかとなったのは以下の諸点である。

- (1) モンゴルの家族財産制度は家族構成員の共同所有財産制度を維持しており、婚姻後に形成された財産は夫婦および子供を含めてその他の家族構成員の共同所有財産となる。
- (2) 民法には家族構成員の共同所有財産（126条）および特有財産（127条）に関する規定をそれぞれ設けているが、夫婦の離婚時に特有財産と共同所有財産を区別し、認定することは困難である。
- (3) 家族の財産を家族構成員が占有、使用、処分することにあたり同等の権利を有することから、夫婦の離婚時に家族の財産を子供、労働能力を欠く全員の家族構成員の間で均等に分与される。
- (4) 家族の共同所有財産を夫婦のみ間で分与する場合、当該財産を形成することに当たって夫婦の貢献度について裁判所が確認することがなく、均等に分与している。しかし、夫婦およびその他の家族構成員を含めて財産を分与する場合、家族構成員の貢献度（金銭的、労務的）を確認しているにも関わらず、均等に分与している。

- (5) 下級の裁判所は家族の財産を夫婦と子供に均等で分与するため、夫婦の債務も子供に均等で分けることもある。
- (6) 家族法に定義する家族構成員の幅が広く、曖昧であるため裁判所が夫婦の離婚時において家族の財産を家族構成員の間で分与する際、第三者の所有財産を分与している。
- (7) 下級の裁判所は家事訴訟において最高裁判所の「公権解釈」を参照することがなく、法令のみに基づいて事件を解決している。しかし、条文の適用、誤った解釈、事実の認定が十分に行われず判決に至っていることが明確になった。

最後に、今後の課題を掲げる。

今日のモンゴル社会に置いて家族の中で財産を作ること、蓄えること、処分するなどの関係において夫婦及び家族構成員の社会的地位、身につけた教育、仕事についている状態などが大きな影響を与えていると考える。つまり、教養がない家族構成員は専門性、能力を必要としない職業につき、収入が不安定でかつ仕事の効率が悪く、状況に左右されやすい。それにより、家族の中で財産を作るための貢献度が低く、協力が少ないのである。その一方では、世帯主の教養が高ければ、高いほどしっかりしており、家族が混乱する確率が低く、安定している。社会上の様々な原因によって、家族の財産を作るのに全員の家族構成員が貢献することに無理があり、収入の高い家族構成員のみによって家族の財産が形成され、家族を養っていることが多いと想定される。

このような状況を改善するために家族法の研究者、立法者は夫婦の財産契約制度を積極的に導入する必要があると主張している。夫婦財産契約を積極的に締結する（民法125条2項）ことにより、夫婦は独自で財産に関する諸問題を決めることができ、離婚時において正当に財産分与ができると考えられている。

モンゴル国会も、2014年から家族法の改正案を検討してきた<sup>26)</sup>。当該法案の第3章「夫婦の財産関係、契約に関するルール」において「家族の契約」(26条)、「夫婦財産契約」(29条)、「内縁契約」(30条)、「別居契約」(31条)といった様々な契約の種類を取り入れている。すなわち、夫婦の離婚時において裁判上の手続きにより家族構成員の共同所有財産を分与する際、裁判所及び当事者が直面している諸問題を契約で解決しようとしているのだ。契約自由の原則に基づき、家族内部の關係に国家が介入せず、家族の財産關係を家族の自治に任せるべきである。しかし、家族内における契約に基づいた権利義務は長く社会主義を経験してきたモンゴル社会、モンゴル人の国民性、意識に適合し、生活様式に定着することができるのだろうか。今後の推移を見守っていききたい。

<sup>1)</sup> А. Дугармаа “Гэр бүлийн эрх зүй” (2016 он) (A. Dugarmaa 2016年「家族法入門」ウランバートル)

<sup>2)</sup> С. Нарангэрэл “Монголын эрх зүйн тогтолцооны удиртгал” (2001 он) (S. Narangerel 2001年「モンゴル国の法制度の入門」ウランバートル)

<sup>3)</sup> БНМАУ-ын Үндсэн хууль, 1960 (モンゴル人民共和国憲法、1960年)

<sup>4)</sup> Д.Зундуй (2016) “Иргэний эрх зүйн түүхэн хөгжил” [asuult.net](http://asuult.net) (D. Zundui. 2016. 「民法発展史」 [asuult.net](http://asuult.net))

<sup>5)</sup> Монгол улсын Үндсэн хууль, 1992 он (モンゴル国憲法1992年)

<sup>6)</sup> Монгол улсын Иргэний хуулийг өөрчлөн шинэчлэх тухай хууль, 1990 он (モンゴル国民法改正に関する法律、1990年)

<sup>7)</sup> Монгол国民法第168条 (1994年)、2002年1月10日の民法改正により無効となった。

<sup>8)</sup> С. Жалан-Аажав “Халх журам” (1995) х.90 УБ хот. (S. Jalan-Aajav 1995年『ハルハ・ジョラム』p.90, UB)

<sup>9)</sup> Дугарова С.Ж. (2012) Государство и право Средневековой Монголии, Проблемы изучения, Улан-Удэ,

- Издательство Бурятского Университета, 140 стр. (S. J. Dugarova 2012年「中世モンゴルの帝国および法」ウラン・ウデ市、140頁)
- <sup>10)</sup> Ratchnevsky P. Die. 1974. *Yasa (Jasag) Chingiskhans und Ihreproblematic/ Sprach, Geschichte und Kultur des Alten Orients*. Berlin, 471-487
- <sup>11)</sup> William E. Butler. 1982. *The Mongolian Legal system: Contemporary Legislation and Documentation*. The Hague/ Boston/London:Nijhoff (The American Journal of Comparative Law) Vol.33, 382.
- <sup>12)</sup> Рязановский В.А. (1932) Монгольское право (преимущественно обычное), Харбин, Типография Чингарева Н.С., с.208-244 (V.A. Ryazanovsky (1932) 「モンゴル法 (慣習法)」 208-244頁、ハルビン、)
- <sup>13)</sup> Майский И. (1921) Современная Монголия. Иркутск, 1921 с. 268 (Maisky I. 1921. 「現代モンゴル」イルクツク, 268頁)
- <sup>14)</sup> Дугарова С.Ж. (2012) Государство и право Средневековой Монголии, Проблемы изучения, Улан-Удэ, Издательство Бурятского Университета, 33 стр. (S. J. Dugarova. 2012. 「中世モンゴルの帝国および法」ウラン・ウデ市、33頁)
- <sup>15)</sup> А. Дугармаа (2016) Дундын өмчлөлийн эд хөрөнгөгэй холбоотой шийдвэр гүйцэтгэх ажиллагаа, (European Bank of Reconstruction and Development), 2016, УБ (A. Dugarmaa. 2016. 「共同所有財産に関する判決執行」 (European Bank of Reconstruction and Development) , UB) (<https://cdeaproject.files.wordpress.com/2016/12/2-dundiin-ed-horong.pdf>)
- <sup>16)</sup> Монгол Улсын Үндсэн хууль 1992 он (モンゴル国憲法、1992年)
- <sup>17)</sup> Монгол Улсын Гэр бүлийн хуулийн 3дугаар зүйл 3.3, 1999 он (モンゴル家族法 (1999年) 第3条3項)
- <sup>18)</sup> Монгол Улсын Дээд Шүүхийн зөвлөмж 2018 оны 1 сарын 30, дугаар 30 (モンゴル最高裁判所勧告、2018年1月30日、30号)
- <sup>19)</sup> Монгол Улсын Иргэний хууль 2002 он (モンゴル国民法、2002年)
- <sup>20)</sup> Монгол国民法 (2002) 第126条4項。
- <sup>21)</sup> Монгол улсын Иргэний хууль (2002) 128 дугаар зүйлийн 128.4 (モンゴル国民法第128条4項、2002年)
- <sup>22)</sup> Монгол улсын Иргэний хууль (1995 он) 168 дугаар зүйл (モンゴル国民法 (1994年) 第168条)
- <sup>23)</sup> А.Дугармаа Гэр бүлийн эрх зүй, 2016 он, х. 102, УБ (A. Dugarmaa 「モンゴル家族法 (教科書)、102頁、2016年、ウランバートル市」)
- <sup>24)</sup> 前同
- <sup>25)</sup> Монгол Улсын Иргэний хууль (2002) 132 дугаар зүйл (モンゴル国民法第132条、2002年)
- <sup>26)</sup> Монгол Улсын Дээд Шүүхийн Иргэний хуулийн 12 дугаар бүлгийн зарим зүйл заалтыг тайлбарлах тухай, 2007, УБ (モンゴル国最高裁判所による民法第12章「家族財産」に関する「公権解釈」2007年、UB)
- <sup>27)</sup> Монгол улсын хууль Гэр бүлийн тухай /Шинчэлсэн найруулга/ 2014, УБ. (モンゴル国法令、「家族法」改正案、2014年、UB)